

季節のカラー

にぎわったバラ園

「春バラ」一日4万人訪れる

咲きほころばらと涼しさをよぶ噴水。敷島公園の松の緑にかこまれた「バラ園」は、連日、親子づれや若い人たちが大盛況。五月二十二日から六月十二日まで、バラ園まつりがひらかれ、苗木即売会、さつき展、サボテン展示会、盆栽展などが行われ、平日で五千人、土曜・日曜には一日四万人の人たちが訪れ、春バラの香りのな

かの散策を楽しみました。造成から十五年、一億四千万円以上を費した「バラ園」が、正式に開園したのは四十六年五月から。バラは二百種、二千二百本。花木園、菖蒲園、香の森、そして野鳥園も併設されています。市民のみならずはもちろん、遠く県内外からの来園者も多く、前橋の名所の一つとして親しまれています。

○ として保存しておいてください いつかまた お役にたつことと思います ○



前橋の新しい名所のひとつとなっている市営バラ園

広報手帳

□人権相談所開設 7月1日(金)午後1時から4時まで、前橋西武七階で。人権、身の上相談、登記、戸籍、国籍、供託の相談などを、人権擁護委員、法務局職員が担当します。相談は無料で、秘密厳守です。

□県婦人青少年センターの科学展示室に「特別展示コーナー」開設 県婦人青少年センターでは、現在常設している科学展示室の一部に特別展示コーナーを開設、第一回の特別展示は6月15日から28日までが「群馬のカエル」をテーマとし、桐生市立広沢小学校教諭長谷井稔さんの提供資料を紹介します。モリアオガエル、タコガエルなど県内十一種のカエル生体写真と実物をご覧いただきます。期間中の6月25日午後3時～4時、県婦人青少年センター第二講義室で長谷井稔さんの「群馬のカエル」のお話があります。希望者はハガキに住所、氏名、年齢、電話、職業または学校名を書いて〒371大手町三丁目一三五、群馬県婦人青少年センター特別展示係へ。先着順で八十人まで。費用は無料。

6月の市税

市県民税 第1期
国民健康保険税 第2期
納期限は6月30日です。お早めに納付いたしましょう。

参議院選7月10日

任期満了にともなう参議院議員の通常選挙が、七月十日（日）に行われます。参議院議員の任期は六年で、三年ごとに半数を改選するものです。この参議院議員通常選挙は、今回で十一回目。今後の国政の方向を決める重要な意義を持つ選挙です。すべての有権者のみなさんが、この選挙の重要性を認識し、ひとり残らず投票に参加しましょう。

一票にそれぞれの期待こめて

市内61投票所で 朝7時から

参議院選挙の公示は六月十七日に行われ、投票日は七月十日の日曜日と決まりました。

投票時間は午前七時から午後六時までです。ただし、第四十五投票所の金丸町公民館だけは、投票締め切り時間が一時間繰り上がり、午後五時までとなります。

投票所は、ことし二月の市議選のときと同様、市内に六十一か所設けられます。投票所の中で、上北保育所は上北公民館の工事が完了、もとの上北公民館に、元総社中学校は、元総社南小学校になります。場所は変わりません。

開票は五か所で

開票は即日、午後七時から五つの開票所で行われます。一中体育館（第1開票所）五中体育館（第2開票所）桂倉小体育館（第3開票所）敷島小体育館（第4開票所）元総社南小体育館（第5開票所）の五か所です。

立会演説会は二回開催

立会演説会は、六月二十三日の午後二時から群馬会館ホール、七月四日午後七時から県民会館ホールで、二回開かれます。候補者一人、一会場二十分で行われ、特に七月四日の県民会館ホールでの立会演説会では、ろうあ者のための手話通訳もされます。

す。

候補者の政見を聞く最もよい機会です。みなさんお誘い合ってお出かけください。

また、テレビ、ラジオでも政見放送が行われます。テレビではNHK、群馬テレビ、ラジオではNHKラジオ、文化放送ラジオで放送されます。放送の日時等については「選挙公報」などでお知らせいたします。

選挙公報を配布

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した「選挙公報」を、各町の行政自治委員会を通じて、全世帯に配布します。お読みください。もし、七月八日までに届かないときは、自治委員会から市の選挙事務局へご連絡ください。

選挙運動ポスターの掲示

地方区候補者のポスターは、市

選挙のページ

選挙人名簿の選挙時登録

登録される人は、年齢要件（七月十一日現在）では、昭和三十三年二月十五日から昭和三十三年七月十一日までの出生者です。

住所要件（六月十五日）では、昭和五十一年十一月三日から五十二年三月十五日までに転入届がさ

れ、引き続き住民基本台帳に記載されている人です。

登録日は、六月十六日です。

この選挙人名簿の縦覧を六月十七日から二十一日までの五日間、毎日午前八時三十分から午後五時

まで、市役所三階選挙事務局内で行いますので、ご覧ください。

投票できる人

次の登録資格のある人で、選挙人名簿に登録されている人です。

登録資格は「昭和三十三年七月十一日以前に生まれた人で、昭和五十二年三月十五日以前から、本市内に引き続き住所があり、住民基本台帳に記載されている人」と

なっています。

【他の市町村へ転出した人の投票】本市の選挙人名簿に登録されている人で、本市から転出し、転入先の市町村で住所期間が三か月に満たないため、選挙人名簿に登録されていない人は、投票者は本市の従前の投票所へ来て投票するか、当

日投票所へ来られない人は、市役所窓口センター内の不在者投票所で不在者投票ができます。

また、最近本市に転入してきた人で、住所期間が三か月に満たないため選挙人名簿に登録されなかった人でも、転入前の市町村で選挙人名簿に登録されていたれば、転入前の市町村へ行って投票することができます。

【選挙人名簿の移し替え】前橋市内で住所を替えた人で、転居届を五月二十六日までに市役所にした人は、転居先の投票所で投票できます。五月二十七日以後に届け出した人は、転居前の投票所で投票できます。

【投票所入場券の配布】投票所入場券は、各町の行政自治委員会を通じて、みなさんのお手もとに配布いたします。もし選挙人名簿に登録される資格があつて入場券が来ないという人は、早めに市役所市民課住民資料係（電話24局一一一内線二六八）へご連絡ください。

投票所入場券の氏名の読みかたが違っていましたら、お手数でも券の裏面に正しい読みかたを書いて投票所にお持ちください。

投票所入場券の紙の色は白色です。ただし、一つの学校などで二つの投票所を設けた場合は、区別するため入場券の色を、うす桃色、にしとあります。第2投票所（桃井小）第12投票所（中川小）第17投票所（四中）第19投票所（若宮小）第23投票所（三中）がそれです。

【投票順序は最初地方区、次に全国区の順で】投票所に入ると、最初に受け付けをしていただき、次に名簿対照をします。このあと、地方区の投票用紙（薄黄色の紙に黒印刷）が渡されます。候補者一人の氏名を書いて投票箱へ入れてください。

次に全国区の投票用紙（白い紙に赤印刷）が渡されます。同じように候補者名を書いて投票箱へ入れてください。

【代理投票もできます】からだか不自由であったり、自分で字を書くことができない人は

当日投票所に来て係員に申し出れば、係員の補助で代理投票ができます。係員は絶対に他人に話してはいけないことになっていますから、安心して頼んでください。

七月十日の投票日に、仕事やむを得ない用事があつたり、病氣や出産などで投票所へ出かけられない人は、六月十七日から七月九日までの間（午前8時30分午後5時）市役所一階市民課内の「不在者投票所」で投票ができます。必ず本人が印かん入場券を持ってお出かけください。

【指定病院 施設等での不在者投票】県選管が指定した病院、老人ホーム、身体障害者更生施設に入っている人は、その場所での不在者投票ができます。

前橋市内での指定施設は、日赤病院、群馬中央総合病院、群馬大附属病院、県立前橋病院、既橋病院、関口整形外科病院、赤城病院、協立病院、新井胃腸科病院、養護老人ホーム、前橋老人ホーム、明風園、寿楽園、桂荘、済生会病院など十五か所です。

【郵便による不在者投票】重度の身体障害者で、次のかたに限っては、自宅などで「郵便による不在者投票」ができます。

①身体障害者手帳に両下肢もしくは体幹の障害が二級もしくは三級、心臓・じん臓、呼吸器の障害が一級もしくは二級と書かれている人。②戦傷病手帳に両下肢もしくは体幹の障害が特別項症から第三項症まで、心臓・じん臓もしくは呼吸器の障害が特別項症から第三項症までと書かれている人。

郵便投票証明書をお持ちの人で、投票用紙、封筒の交付を受けようとする人は、六月二十九日までに、投票用紙交付請求書を出してください。請求の際には郵便投票証明書（黄色の用紙）を添付してください。

郵便投票証明書をお持ちでない人は、投票用紙、封筒の請求ができませんから、今すぐ選挙事務局（電話24局一一一内線二五二）へおたずねください。

■食中毒の季節

梅雨期に入り、食中毒の季節となりました。細菌性食中毒の三〇％は家庭で発生しています。△手洗いの励行を、水で洗い流すだけでは不十分です。石けんでいいに洗いましょう。△まな板・包丁、ふきんは日光消毒を、細菌は湿ったところを好みます。特にふきんは細菌の巣になりやすいものです。△肉や魚の保存は2〜3℃で、冷蔵庫の過信は禁物です。気をつけましょう。

■梅干しづけ

梅干しは、六月中旬からつけはじめるのが良いでしょう。

一口メモ

梅干しづけ

- ▽材料 梅一キロ、塩一五〇グラム（生梅の一五％）、赤しそ二〇〇グラム（塩四〇グラムでもむ）
- ▽作り方
- ①梅は一晩水に浸しアクを抜く。
 - ②ザルにあけ水気を切り塩をまぶしつけこむ。
 - ③押し蓋をして軽い重石をする。
 - ④しそは水洗いし、水気を切ってから塩でもむ。最初に出てくる液は、アクが強いので捨てる。次に梅の漬けるので、梅の実の上にしそと共に入れて漬けておく。
 - ⑤土用になったら三日三晩干す。
 - ⑥干し終ったらもう一度梅の中にもどす。
 - ⑦再度干してからカメに貯蔵する。



- ▽コツ
- ①梅は塩でもみつけて漬けると液が早くあがる。
 - ②日干しは雨にあてない。
 - ③夜干しは肉がしまつてよくなる。
 - ④容器は、カメ、ガラス器、桶などを用いる。

産業人スポーツセンター

ナイター設備完成

6月25日オープン



4基の照明塔が球場を明るく浮びあがらせるのも間近。東片貝町の産業人スポーツセンターのナイター設備。

産業人スポーツセンターに、クテル照明によるナイター設備が完成して、夜間、野球交流会など健全なスポーツを十分満喫できることになりました。

照明設備
照明塔四基。一キロワット水銀灯八〇個、七〇〇ワット高圧ナトリウム灯八〇個、総数一六〇個。照度はバッテリー間一〇〇ルツ

公・私立幼稚園

保育料等の減免

市では、前年に引き続き、幼稚園の四歳児（二年保育）および五歳児（一年保育）をおもひの家庭で、保育料等の支払の経済的負担が大きい世帯に、保育料等の減免をすることになりました。

対象範囲

市内に住んでいて、市立幼稚園および私立幼稚園（認可）に五十二年六月一日現在で在園する四歳児および五歳児の保護者（市内に住

水洗便所奨励工事
工事範囲が拡大

希望者はこの機会に

水道局では、水洗便所の普及促進を図るため、六月一日から便所の水洗化と同時に、便所の床板・壁面合板張工事および床・壁面合板張工事等を含めて奨励



清潔なトイレに——進む水洗便所工事。

- クス、内野八〇〇ルツクス、外野六〇〇ルツクス、平均四〇〇ルツクス。
- 使用区分
午後五時から七時三十分、七時三十分から十時
- 使用料
△照明設備 三十分三千五百円。
- △野球場 午後五時から七時三十分、七時三十分から十時まで三百円。
- 申込方法
利用予定日の五日前までに、産業人スポーツセンター管理事務所（東片貝町四一七四、電話六二局二五二二）へ申し込み、所定の手続きをとってください。

成人学校二期生募集
日本画・歴史・うた・え
6月21日（火）8時30分から、受講手数料三百円を添えて、直接中央公民館へ申し込みください。各料とも定員（日本画50人・うた・え40人・歴史40人）になり次第締め切ります。お早めにお申し込みください。

事を利用し、一日も早く水洗便所に改造してください。

水洗便所に改造する工事は、①床板および壁面合板張工事を含んだ場合、兼用便器約十七万八千円、腰掛便器約十九万三千円、大小便器併設約二十万五千円。②床および壁面合板張工事を含んだ場合、兼用便器約二十三万五千円、腰掛便器二十四万四千円、大小便器併設二十五万二千円となっています。

なお、この工事はあくまで概算です。便器とタンクの組み合わせ種類、排水管の距離、内装の改造程度などにより多少の差があります。

改造工事を希望する場合は、水道局指定の水洗便所工事業者に直接申し込みください。なお、指定工事業者以外ではできません。

○詳しくは水道局下水道管理課水洗普及係（電話二四局一六一一内線七四）または指定水洗便所工事業者にお問い合わせください。

保 育 料 の 減 免 額			
区分	保育料等減免措置区分	保育料減免額（年）	備 考（減免の方法）
公 立 幼 稚 園	△非課税となる世帯 △均等割のみの世帯 （生活保護世帯を含む）	20,000円を限度とする	公立幼稚園にあっては、左記区分に該当する者は、予算の範囲内において、別に定める基準により保育料を減免する。
	△所得割課税額が5,000円以下となる世帯 （同一世帯内に2人以上所得がある場合は、その合計額とする）	13,000円を限度とする	
	△所得割課税額が5,000円以上10,000円以下となる世帯 （同 上）	5,000円を限度とする	
	△非課税となる世帯 （生活保護世帯を含む）	50,000円を限度とする	
私 立 幼 稚 園	△均等割のみの世帯	40,000円を限度とする	私立幼稚園にあっては、当該保護者の各幼稚園長を通じて、保育料の一部を補助する。
	△所得割課税額が5,000円以下となる世帯 （同一世帯内に2人以上所得がある場合はその合計額とする）	27,000円を限度とする	
	△所得割課税額が5,000円をこえ10,000円以下となる世帯 （同 上）	20,000円を限度とする	
	△所得割課税額が10,000円をこえ35,000円以下となる世帯 （同 上）	7,000円を限度とする	

あなたの相談役
人権擁護委員

法務大臣から委嘱

わさをたてられて名誉や信用を失ったとき、みんなから不当に仲間はずれにされたり、不当な差別を受けたとき、ひどい騒音・震動・悪臭などで悩まされているとき、クラブ活動などでリンチやシゴキを受けたとき、その他、日常生活の中で無理な要求をされて困っているときなど

人権擁護委員とは、地域住民の中から、人格、識見にすぐれ、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解ある人を市町村長が推せんし、法務大臣から委嘱されるものです。

現在、県内に百八十六人の人権擁護委員さんが委嘱されていますが、これらの委員さんは人口に応じて市町村に配置され、その存在は、いわば、人権の番人、といわれています。前橋市では、十一人の委員さんが委嘱されています。

人権擁護委員の主な仕事は、わたくしたちの人権が犯されないように監視し、もし、人権を犯された人がいた場合には、相談相手になったり、人びとの間に正しい人権の考え方を広めたりすることです。具体的には、子どもや若年寄りが虐待されているとき、変なう

です。こうした場合には、人権擁護委員さんに相談ください。

本市の人権擁護委員さんは次のかたがたです。（順不同）

藤井 清（高井町一丁目・電話51局一〇九九） 浦野 匡彦（紅雲町二丁目・電話21局四八八二） 佐藤 幸雄（城東町一丁目・電話31局四〇二二） 目崎 種三（朝日町四丁目・電話24局五三七四） 船津 信章（下小出町・電話32局五九一二） 田中 凡夫（敷島町・電話31局七九〇六） 岡 慈一（端気町・電話31局四二五六） 栗木 康堂（紅雲町一丁目・電話21局二七〇六） 根岸 輝夫（駒形町・電話66局一三六六） 岩上 金作（二之宮町・電話68局二五五四） 池本 孝（日吉町三丁目・電話31局九九〇八）

事業ゴミ

各自の責任で



荻窪のゴミ埋立地

毎年、増え続けているゴミ。現在、市が処理しているゴミは一日百九十トン。一般家庭から出される「家庭ゴミ」はもちろん、特に会社や工場などから出される、いわゆる「事業ゴミ」の処理問題も深刻となっています。

市内の事業所から出されるゴミ（産業廃棄物）は、毎日膨大な量となりますが、この「事業ゴミ」の中には、一般のゴミとして取り扱えないものが、多量に含まれています。こうした「事業ゴミ」は、法律（産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律）によって、各事業者のみならず、責任をもって適正に処理しなければならない、と義務づけられています。

しかし、最近、この法律を守らず、一部の事業所が一般家庭のゴミの集積場所へ、こっそり「事業ゴミ」を出すのが見受けられ、市の収集業務に支障が出ています。こうした一部の心ない行為で、市の全体のルールが損われ、円滑なゴミ収集や処理ができなくなるのは、まことに悲しむべきことです。事業者のみならず、法律の趣旨を理解していただき、適正な処理をしていただくよう、お願いいたします。

△産業廃棄物の範囲▽
市の条例および規則で定められている産業廃棄物（事業ゴミ）の範囲

は、次のとおりです。

①燃えがら②紙くず③木くず④繊維くず⑤ガラスくず、陶磁器くず⑥工作物の除去などによって生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物など。

△産業廃棄物の処理申請▽
産業廃棄物（事業ゴミ）の処理を受けようとする人は、「産業廃棄物処理申請書」により、市役所生活環境部環境整備課（電話24局一〇一内線二七・三八・三五八）にご連絡、ご相談ください。

ゴミの処理手数料は、①自己搬入する場合——一キログラム当たり三円②市が収集する場合——一キログラム当たり六円です。

事業ゴミ処理方法
実態調査に協力を

市では、市内の各事業者のみなさんが、どのように産業廃棄物を処理しているか、その実態を把握し、今後のゴミ処理や清掃行政に活用するため、実態調査を実施しています。

調査内容は、事業ゴミの種類、一日・一か月当たりの排出量、ごみ処理の方法（①自己処理②自己搬入③許可業者へ依頼④指定の集積場所への排出など）についてお答えいただくものです。

調査票は各業種別組合および地域組合の代表のみなさんに一括調査票を配付し、各事業所のみなさんにお渡ししていただきます。

調査票が配付されるのは、六月十日ごろ、これにご記入いただき六月三十日までに各組合の代表者のところまで、ご提出をお願いいたします。

お問い合わせは、市役所環境整備課（電話24局一〇一内線三五八・二七八）へおねがいします。

△ゴミの不法投棄
罰則を強化

調査票は各業種別組合および地域組合の代表のみなさんに一括調査票を配付し、各事業所のみなさんにお渡ししていただきます。

調査票が配付されるのは、六月十日ごろ、これにご記入いただき六月三十日までに各組合の代表者のところまで、ご提出をお願いいたします。

お問い合わせは、市役所環境整備課（電話24局一〇一内線三五八・二七八）へおねがいします。

△ゴミの不法投棄
罰則を強化

のゴミを取り除くのにひと苦労。「自分ひとりくらいどうしよう」ともなだりだろ」と、そんな安易な気持ちでやってしまう川へのゴミ捨てが、多くの人に迷惑をかけることとなります。

六月は環境月間のため、警察と協力してゴミの不法投棄の取締りを実施しています。十分注意し、ゴミの不法投棄をなくしましょう。

なお、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、不法投棄の罰則が従来五万円以下でしたが六月以下の微役または三十万円以下の罰金となりました。くれぐれもご注意ください。



遺跡発掘作業も進む

芳賀東部団地遺跡調査作業員を募集

市では五十二年四月一日採用予定の上級試験を次により行います。

□試験区分・採用予定人員▽行政、土木、建築各若干人。

□受験資格▽学歴は問いませんが昭和二十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までに生まれた男子で、前橋市内に居住する人（進学のため本市から転出し、卒業後本市に居住予定の人を含む）および市役所までの通勤時間が片道で約一時間以内の地域に居住する人（前号で「居住地の制限なし」と掲載したのは誤植でしたのでお詫びして訂正します）。

□試験の方法・日時等
Ⅱ第一次試験、第二次試験、身上調査および身体検査とし、第一次試験は七月二十四日（日）に市立工業短期大学で行います。

□申込手続・受付期間
Ⅱ申込用紙および試験実施要項は、市役所人事課（本館二階）で配付しています。郵便で申込用紙等を請求する場合は、封筒の表に「職員採用上級試験申込用紙請求」と書き、六十円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。（〒371-1 前橋市大手町二丁目一〇一）。

申込受付期間は、七月十一日から十六日までです。郵送による受け付けはいたしません。なお、試験についてのお問い合わせは、人事課人事係（電話24局一一一内線二二二）へ。

健康保険証

取扱いあれこれ

「国民皆保険」の現在、私たちは誰もが社会保険、共済組合、国民健康保険など、いずれかの健康保険に加入しているわけです。そして、病気やケガの時、病院や医院で診療を受けますが、その際「健康保険証」を窓口へ提出することになっています。

しかし、保険証を出さなかったり、資格のない保険証を提出したりして、あとで医療費の返還を請求されたり、不愉快な思いをしたことがある方もいます。健康保険証の取扱いには、大切にしましょう。

□診療を受けるときは、保険証を窓口へ

求めたり、不愉快な思いをしたことがある方もいます。健康保険証の取扱いには、大切にしましょう。

□診療を受けるときは、保険証を窓口へ

年日などは、はっきりわかるようにしておきましょう。

□異動、変更のときは早く届け出を
官公庁、会社、共済組合などの健康保険を脱退、加入したり、国民健康保険を脱退、加入するとき、住所や氏名を変更するとき、子どもが生まれたときなどは、すみやかに届け出をしましょう。

これを怠り、資格のない保険証を使って診療を受けると、医療費の全額を返還していただくことになります。

□届け出の期間は14日以内
社会保険を脱退して国民健康保険に加入するとき、あるいは住所の異動、出生、死亡など、いずれの場合も十四日以内に市役所の窓口へ届け出てください。

社会保険で被保険者期間が一年以上あった会社等を退職したとき

市では、重度障害者を対象に、月五万円の福祉手当を支給しています。この福祉手当を受けられる人は、目が見えない、高度難聴用補聴器を使用しても耳が全く聞こえない、体が不自由で常時介護が必要な状態の人となっています。

□現況届（所得状況届）の提出
現在、福祉手当を受け給しているかたは、現況届を提出することになります。

福祉手当受給者現況届お早めに

市では、重度障害者を対象に、月五万円の福祉手当を支給しています。この福祉手当を受けられる人は、目が見えない、高度難聴用補聴器を使用しても耳が全く聞こえない、体が不自由で常時介護が必要な状態の人となっています。

□現況届（所得状況届）の提出
現在、福祉手当を受け給しているかたは、現況届を提出することになります。

芳賀東部団地遺跡は、昭和五十一年度の調査でも、奈良・平安時代の住居跡だけで八十一戸を発掘しました。ことしも、五月十日から調査をはじめましたが、この調査作業をお手伝いいただく作業員を募集しています。希望者は申し込んでください。

▽募集人員▽作業員約二十人。原則として二十歳から六十歳までの男女を問わず健康な人。

▽期間▽五月十日～七月十五日。八月二十五日～十二月十日。毎週月曜日から土曜日まで、土曜日は半日、雨天の場合は休みです。

▽勤務時間▽あさ八時三十分から夕方五時まで。

▽賃金▽時間給四百円。

▽勤務場所▽鳥取町の芳賀東部団地遺跡の発掘地（芳賀中学校の南約五百メートルのところ）。

▽申込み▽市教育委員会社会教育課（電話24局一一一内線二九二）芳賀東部団地遺跡事務所（電話69局〇九六二）へ。お問い合わせも同課または事務所へ。

市職員採用上級試験

市では五十二年四月一日採用予定の上級試験を次により行います。

□試験区分・採用予定人員▽行政、土木、建築各若干人。

□受験資格▽学歴は問いませんが昭和二十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までに生まれた男子で、前橋市内に居住する人（進学のため本市から転出し、卒業後本市に居住予定の人を含む）および市役所までの通勤時間が片道で約一時間以内の地域に居住する人（前号で「居住地の制限なし」と掲載したのは誤植でしたのでお詫びして訂正します）。

□試験の方法・日時等
Ⅱ第一次試験、第二次試験、身上調査および身体検査とし、第一次試験は七月二十四日（日）に市立工業短期大学で行います。

□申込手続・受付期間
Ⅱ申込用紙および試験実施要項は、市役所人事課（本館二階）で配付しています。郵便で申込用紙等を請求する場合は、封筒の表に「職員採用上級試験申込用紙請求」と書き、六十円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。（〒371-1 前橋市大手町二丁目一〇一）。

申込受付期間は、七月十一日から十六日までです。郵送による受け付けはいたしません。なお、試験についてのお問い合わせは、人事課人事係（電話24局一一一内線二二二）へ。

身体障害者施設

入所案内

また、生活指導を行い、社会生活の適応性を高めて、一日も早く社会復帰できるよう更生指導を行う施設です。

▽県立身体障害者福祉センター、前橋市国領町二丁目二二二（電話32局六六一）

□身体障害者授産施設
身体上の都合により、作業能力

職の機会と便宜をはかり、職業人としての社会的自立を助成することを目的とした施設です。

▽県立身体障害者リハビリテーションセンター（重度）、伊勢崎市波志江町一三〇三〇一（電話〇二七〇一24局二六七八）▽社会福祉法人グレイスホーム（重度）

市波志江町一三〇三〇一（電話〇二七〇一24局二六七八）▽社会福祉法人グレイスホーム（重度）

市波志江町一三〇三〇一（電話〇二七〇一24局二六七八）▽社会福祉法人グレイスホーム（重度）

市波志江町一三〇三〇一（電話〇二七〇一24局二六七八）▽社会福祉法人グレイスホーム（重度）

市波志江町一三〇三〇一（電話〇二七〇一24局二六七八）▽社会福祉法人グレイスホーム（重度）

市波志江町一三〇三〇一（電話〇二七〇一24局二六七八）▽社会福祉法人グレイスホーム（重度）

わが家の赤ちゃん

小澤 由美子ちゃん

西片目町九七八、小澤由治郎・道子さんの長女、八か月。アタチは、おじいちゃんとおばあちゃんとの大のこころちゃんが好きなの。ママが「コロコロ」と呼ぶと、アタチは泣きやんでしまうのよ。



内田 武志くん

緑が丘町六一、内田正志・美那子さんの二男、九か月。「ギンギンギンギン」と歌い出すと、お母さんの手を握ると動かしません。パパは帰ると「タータン、タータン」と大変。お兄ちゃんもやさしいよ。



近藤 志保ちゃん

広瀬町一丁目六一、近藤興司・夏子さんの長女、十か月。ワタシおチビさんだけど、とてもじょうぶなの。ママが心配しているから、お誕生まで歩けるように、今から歩行器でたえてあげるの。



夜間急病診療所
看護婦さん募集

近頃朝日町四丁目開設予定の夜間急病診療所に勤務して下さる看護婦さんを次のとおり募集します。

■募集人員 二名
■勤務条件 毎日または隔日勤務も可。勤務時間 午後7時30分から午前0時30分。給与 医師会の規定により支給。応募方法 履歴書および身の上書に写真を貼付して、7月10日までに、前橋市医師会（〒371千代田町一丁目7-4 電話31局五七九五）へご提出ください。（前橋市医師会）

老人・重度障害・母子家庭等の

医療費受給者証が変わります



新しく変わる医療費受給者証

現在、該当者に交付してあります医療費の受給者証は、来る六月三十日で有効期間が満了となり、新しい「受給者証」を郵送しますから、七月一日からご使用ください。この「受給者証」は、七月一日から一年間有効です。なお、今までの受給者証は、市役所保健課または城南支所住民係へお返しください。

この「受給者証」は、病院や診療所の窓口へ保険証と一緒に提出することによって診療を受けることができる「受給券」です。大切な取り扱ひをお願いします。

老人・重度心身障害者（児）・母子家庭等医療費受給者証は次のとおりです。

老人医療費受給者証

これからは暑くなると、子どもたちは冷たいジュースを飲み過ぎたり、寝冷えをしたりして、おなかをこわすことが多くなっています。

健康手帳

おなかをこわすと、腹痛や嘔吐、下痢を生じます。子どもさんが下痢を起したら、便を白い紙を敷いた便器にとり、注意してみてください。

①七十歳以上の被保険者、国民健康保険の被保険者、健康保険、共済組合等の被保険者。
②六十五歳以上、七十歳未満のねたき老人のかたで、国民健康保険の被保険者、健康保険、共済組合の被保険者。

重度心身障害者医療費受給者証

満一歳以上六十五歳未満のかたで、国民健康保険の被保険者、健康保険、共済組合の被保険者のうち、次のいずれかに該当するかたです。
①国民健康保険法別表一級の障害に該当するかた。
②特別児童扶養手当法別表一級の障害に該当するかた。

母子家庭等医療費受給者証

国民健康保険の被保険者、健康

相談・検診



離乳食講習会

保健所の母親学級

七月五日、十二日、十九日、二十六日の四回。時間は午後一時から。ただし、十九日は午前九時三十分から。妊婦のかたなら誰でも受講できます。

市民献血

七月一日（金）午前九時三十分から午後二時まで、諏訪橋駅前献血所。

お医者さんにかかるときは

●夜間、休日、時間外などの受診は、お医者さんにとっても、なかなか大変なことです。また、夜間や時間外のため医療費もかかります。ちょっとした注意で、さけられることが少なくありません。

●お医者さんを信じましょう。次から次へと、さして理由もなくしに転院する人を見受けられます。こうした、お医者さんのしごきは、医療費のムダ使いにもつながり、感心したことではあります。

●家庭医を持ちましょう。平素から身近にいて、家族の健康のことを相談でき、一家の健康管理をしてくれるお医者さんを決めておくことも必要なことです。

子どもの下痢

便に、すりガラスのように半透明でぬるぬるした糸を引く粘液が混じったり、卵とじのような黄色い液が混じっていたり、すぐ医師に見てもらいましょう。

①冷たいジュースやアイスクリームを食べ過ぎない。
②冷蔵庫を過ぎた食品は腐りやすくなります。食品は腐りやすくなります。食品は腐りやすくなります。

ハムやソーセージには、サルモネラ菌という細菌が付きやすく、発病すると赤痢様の症状を呈します。取扱ひは慎重にしましょう。そのほか、食べ過ぎ、疲れ過ぎ、寝冷えなどに注意してください。赤ちゃんの下痢は、間もなく脱水症状を起し、重篤になります。すぐに医師に診てもらいましょう。

（前橋市医師会）

日曜祝日当番医表											
月	日	週	内科			外科		婦人科	耳鼻科	眼科	歯科
7月	3日	第1日曜	八木雅雄 大手町2-5-10 21-3252 内児	横地千里 若宮町3-7-8 31-3266 内	大根根内科 箱田町1220-1 52-1755 内	山田昇太郎 城東町2-9-7 31-4793 内児	文京外科 文京町4-15-34 21-1280 外	関口隆 千代田町2-1-6 31-8871 整	金沢義一 総社町5-8-7 51-0468	橋爪芳郎 本町1-3-2 21-2745	歯科医師会館 岩神町二丁目29 32-2046 日・祝日の歯科診療はここでを行っています。
	10日	第2日曜	沢渡誠志 広瀬町3-6-6 66-2112 内循	協立診療所 城東町3-20-8 31-5137 内	新井邦男 表町2-8-11 21-7311 内	井上清 大手町1-7-7 21-7782 児	政谷英世 国領町2-19-3 31-0148 外	たき医院 大根根町1-33-3 51-5101 外	佐藤信 表町2-20-17 24-7606	岡文夫 元総社町2-4-3 51-2751	
	17日	第3日曜	岩切早月 大手町2-4-10 21-2517 内	中村篤 三俣町1-3 24-8500 内	同仁医院 城東町4-2-5 31-6085 内	瀬田勝之 龍蔵寺町1-0-3 32-5658 内	金古進 日吉町3-14-6 33-1131 外	大塚浩之 大友町3-8-8 52-6006 外	須藤和史 住吉町2-5-20 31-4133	村上三郎 千代田町3-3-21 31-3655	
	24日	第4日曜	吉野昭男 東片貝三俣東963-1 32-3333 神内	岸昌男 本町1-7-12 21-0081 内	安部一男 南町3-19-12 21-2339 内	伊藤琢夫 下小出町428-1 32-0537 内	石坂一郎 三俣町5-7-1 33-4808 外整	岩崎哲 紅雲町1-3-9 21-4772 外	高柳医院 若宮町1-4-12 31-2064	田口賢 表町2-18-3 24-3424	
	31日	第5日曜	大竹諒長 上泉町下赤坂3432-1 69-5550 内	旦尾雅子 朝日町2-17-11 24-2484 児	井上博夫 本町3-6-7 24-3854 内	田中今朝昭 古市町8-5-5 51-0254 内	岩上豊 小相木町386-1 53-3358 整	阿久沢利雄 天川大島町1041 63-1228 外	高山保夫 光ヶ丘町698-3 51-2621	三浦一男 千代田町3-3-7 31-5535	

